

これは当法人の現行定款に相違ない。

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会定款

一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人宮城県スイミングクラブ協議会（以下「本協議会」）と称する。

(主たる事務所)

第2条 本協議会は、主たる事務所を宮城県仙台市に置く。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 本協議会は、宮城県において水泳・水中運動を通して水の物理的特性を活用した健康づくり運動の提案や実践を通して、すべての宮城県民に対し、豊かで楽しい生活を送るための健康を提供し、また水泳競技会・競技力向上講習会等の開催により心身共に健全な青少年の育成を図り、もって宮城県における地域スポーツの普及・発展に寄与すると共に、宮城県民の活力ある地域社会の構築に貢献することを目的とする。

(事業)

第4条 本協議会は、前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 宮城県における水泳・水中運動の普及・発展事業
- (2) 宮城県における水泳・水中運動教室の開催 及び 教室運営事業
- (3) 宮城県における水泳競技大会の開催 及び 水泳競技大会開催支援事業
- (4) 宮城県における水泳競技の競技力向上事業
- (5) 宮城県内の水泳・水中運動指導者養成事業
- (6) 水泳・水中運動の調査・研究事業
- (7) 障がい者水泳の普及・発展事業
- (8) 水泳・水中運動及びプール施設に関する商品の販売事業

- (9) プール施設・スポーツ施設の委託管理運営事業
- (10) その他、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(法人の構成員)

第5条 本協議会に、次の会員を置く。

- (1) 正会員：本協議会の目的に賛同して入会した個人又はスイミングクラブ・スポーツクラブ・スポーツ少年団等を管理運営する団体
- (2) 技術支援会員：水泳競技をはじめとするスポーツの技術全般及びコーチング等の指導技術を研究し、その成果を本協議会に提供することをもって本協議会の事業に協力するために入会した個人又は団体
- (3) 賛助会員：この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体

2 前項の会員のうち、正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律(以下「一般法」という。)上の社員とする。

(入会)

第6条 本協議会の正会員、技術支援会員又は賛助会員になろうとする者は、別に定める規則に従い、入会申込書により申し込まなければならない。

2 入会は、会長及び業務執行理事で構成する会の承認を得なければならない。

(経費の負担)

第7条 会員は、本協議会の事業活動に経常的に生じる費用に充てるため、会員になった時及び毎年、または必要に応じて、総会において別に定める会費等に関する規則に基づき会費を支払わなければならない。

(任意退会)

第8条 会員は、理事会において定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、1カ月以上前にこの法人に対して予告するものとする。ただし、やむを得ない事由があるときは、いつでも退会することができる。

(除 名)

第9条 会員が次の各号のいずれかに該当する場合は、第13条に定める総会の決議に基づき、その会員を除名することができる。

- (1) 本協議会の定款その他の規則に違反したとき
- (2) 本協議会の名誉を毀損し、又は目的に反する行為をしたとき
- (3) その他、除名すべき正当な事由があるとき

2 会員を除名しようとするときは、その会員に対し、当該総会の1週間前までにその旨を通知し、かつ、総会において弁明の機会を与えなければならない。

3 第1項により除名が決議されたときは、その会員に対し、通知するものとする。

(会員資格の喪失)

第10条 前2条の場合のほか、会員は、次の各号のいずれかに該当する場合は、その資格を喪失する。

- (1) 第7条の納入義務を2年以上履行しなかったとき
- (2) 総会の正会員が同意したとき
- (3) 当該会員が死亡したとき、失踪宣告を受けたとき、又は団体が解散したとき

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条、第9条又は前条の規定によりその資格を喪失したときは、本協議会に対する会員としての権利を失い、義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることができない。

2 本協議会は、会員がその資格を喪失しても、既納の会費及びその他の拠出金品はこれを返還しない。

第4章 総会

(構 成)

第12条 総会は、正会員をもって構成する。

2 前項の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権 限)

第 1 3 条 総会は、次の各事項について決議する。

- (1) 会員の除名
- (2) 理事及び監事の選任又は解任
- (3) 各事業年度の事業計画及び予算の承認
- (4) 事業報告・貸借対照表及び正味財産増減計算書並びにこれらの附属明細書の承認
- (5) 定款の変更
- (6) 解散及び残余財産の処分
- (7) その他総会で決議するものとして法令又はこの定款で定められた事項

(開 催)

第 1 4 条 総会は、定時総会として、毎事業年度終了後 3 か月以内に開催するほか、必要がある場合は臨時総会を開催する。

(招 集)

第 1 5 条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。

- 2 正会員の十分の一以上の議決権を有する正会員は、会長に対し、総会の目的である事項及び招集の理由を示して、総会の招集を請求することができる。
- 3 総会を招集するには、会長は、総会の日々の 1 週間(社員総会に出席しない正会員が書面によって議決権を行使することができることとするときは 2 週間)前までに、正会員に対して会議の日時、場所、目的である事項を記載した書面で、その通知を発しななければならない。

(議 長)

第 1 6 条 総会の議長は、会長とする。

(議 決 権)

第 1 7 条 総会における議決権は、正会員 1 名又は 1 団体につき 1 個とする。

(決 議)

第18条 総会の決議は、正会員の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した当該正会員の議決権の過半数をもって行う。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、正会員の半数以上であって、正会員の議決権の三分の二以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 役員（監事）の解任
- (3) 定款の変更
- (4) 解散
- (5) その他法令で定められた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第21条に定める定数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面議決等)

第19条 やむを得ない理由のため総会に出席できない正会員は、予め通知された事項について、書面をもって議決し、又は他の正会員を代理人として議決権の行使を委任することができる。

2 前項の場合において、前条の規定の適用については、出席したものとみなす。

(議事録)

第20条 総会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 議長並びに出席した監事は、前項の議事録に記名押印する。

第5章 役員

(役員を設置)

第21条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 4名以上8名以内
- (2) 監事 2名以内

- 2 理事のうち1名を会長とする。会長以外の理事のうち1名以上2名以内を副会長、1名を理事長とし、1名以上4名以内を常務理事として置くことができる。
- 3 第2項の会長をもって一般法上の代表理事とし、副会長、理事長及び常務理事をもって同法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第22条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。なお、一般法第65条第1項に該当する者は、理事及び監事となることはできない。

- 2 会長は、理事会の決議によって理事の中から選定する。
- 3 副会長、理事長及び常務理事は会長が指名する。
- 4 理事及び監事は、相互に兼ねることができない。また、監事は職員を兼ねることができない。

(理事の職務及び権限)

第23条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款で定めるところにより職務を執行する。

- 2 会長は、法令及びこの定款で定めるところにより、本協議会を代表しその業務を執行する。
- 3 副会長、理事長及び常務理事は、会長を補佐する。
- 4 会長及び業務執行理事は、毎事業年度毎に4か月を超える間隔で2回以上、自己の職務の執行状況を理事会に報告しなければならない。

(監事の職務及び権限)

第24条 監事は、理事の職務の執行を監査し、法令で定めるところにより監査報告を作成する。

- 2 監事は、いつでも理事及び職員に対して事業の報告を求め、この法人の業務及び財産の状況の調査をすることができる。

(役員任期)

第25条 理事及び監事の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠として選任された理事又は監事の任期は、前任者の任期の満了する時までとする。

- 3 理事又は監事は、第21条に定める定数に足りなくなるときは、任期の満了又は辞任により退任した後も、新たに選任された者が就任するまで、なお理事又は監事としての権利義務を有する。

(役員の解任)

第26条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(報酬等)

第27条 理事及び監事は無報酬とする。ただし、次の各号のいずれかに該当する者については、総会において別に定める役員報酬等の支給規則に従って算定した額を報酬等として支給することができる。

- (1) 常勤の理事

- (2) 非常勤の理事のうち、職務遂行及び責任上、対価を支給することが妥当と認められる者

- 2 理事及び監事には、その職務を行うために要する費用を弁償することができる。

(取引の制限)

第28条 理事が次に掲げる取引をしようとする場合は、その取引について重要な事実を開示し、理事会の承認を得なければならない。

- (1) 自己又は第三者のためにする本協議会の事業の部類に属する取引

- (2) 自己又は第三者のためにする本協議会との取引

- (3) 本協議会がその理事の債務を保証すること、その他理事以外の者との間における本協議会とその理事との利益が相反する取引

- 2 前項の取引をした理事は、その取引の重要な事実を遅滞なく理事会に報告しなければならない。

(責任の免除)

第29条 本協議会は、役員的一般法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除した額を限度として、免除することができる。

(顧問及び参与)

第30条 本協議会に、若干名の顧問及び参与を置くことができる。

- 2 顧問及び参与は、理事会の推薦により会長が任期を定めて委嘱する。ただし、再任を妨げない。
- 3 顧問及び参与は、会長の相談に応じ、意見を述べることができる。
- 4 顧問及び参与は、無報酬とする。ただし、費用を弁償することができる。
- 5 理事会は、正当な理由に基づき、顧問及び参与の推薦を取り消すことができる。

第6章 理事会

(構成)

第31条 この法人に、理事会を置く。

- 2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第32条 理事会は、次の職務を行う。

- (1) 本協議会の業務執行の決定
- (2) 理事の職務の執行の監督
- (3) 会長及び業務執行理事の選定及び解職

- 2 理事会は、次に掲げる事項その他の重要な業務の執行の決定を理事に委任することができない。

- (1) 重要な財産の処分及び譲受け
- (2) 多額の借財
- (3) 重要な職員の選任及び解任
- (4) 重要な組織の設置、変更及び廃止

(5) 一般法第90条第4項第5号に定める体制の整備

(6) 第29条の責任の免除

(開催)

第33条 理事会は、定時理事会として毎年度2回開催するほか、必要がある場合は臨時理事会を開催する。

(招集)

第34条 理事会は、会長が招集する。

2 会長が欠けたとき又は会長に事故があるときは、副会長が理事会を招集する。

(議長)

第35条 理事会の議長は、会長がこれに当たる。

(決議)

第36条 理事会の決議は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く理事の過半数が出席し、その過半数をもって行う。

(決議の省略)

第37条 理事が、理事会の決議の目的である事項について提案した場合において、その提案について、議決に加わることができる理事の全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、その提案を可決する旨の理事会の決議があったものとみなす。ただし、監事が異議を述べたときは、この限りでない。

(報告の省略)

第38条 理事又は監事が、理事及び監事の全員に対し、理事会に報告すべき事項を通知した場合においては、その事項を理事会に報告することを要しない。ただし、一般法人法第91条第2項の規定による報告については、この限りではない。

(議事録)

第39条 理事会の議事については、法令の定めるところにより議事録を作成する。

2 議長及び監事は、前項の議事録に記名押印する。

第7章 資産及び会計

(資産の管理及び運用)

第40条 本協議会の資産の管理及び運用は、理事会の決議を経て別に定める方法により、会長がこれを行う。

(事業年度)

第41条 本協議会の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 本協議会の事業計画及び収支予算については、毎事業年度の開始の日の前日までに会長が作成し、理事会の承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

- 2 前項の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事会の決議に基づき、予算成立の日まで前年度の予算に準じて収入及び支出をすることができる。

(事業報告及び決算)

第43条 本協議会の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を経て、総会に提出し、書類の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
 - (2) 事業報告の附属明細書
 - (3) 貸借対照表
 - (4) 損益計算書（正味財産増減計算書）
 - (5) 貸借対照表及び損益計算書（正味財産増減計算書）の附属明細書
- 2 前項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。
- (1) 監査報告
 - (2) 理事及び監事の名簿

(3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類

(4) 運営組織及び事業活動の状況の概要を記載した書類

(剰余金の分配の禁止)

第44条 本協議会は、剰余金を分配することができない。

第8章 定款の変更及び解散

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において総ての正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上の議決により変更することができる。

(解散)

第46条 本協議会は、総会において総ての正会員の半数以上であって、総ての正会員の議決権の3分の2以上の議決又はその他法令で定められた事由により解散する。

第9章 委員会

(委員会)

第47条 本協議会の事業を推進するために必要があるときは、理事会の決議により、委員会を設置することができる。

2 前項の委員会の委員は、理事会において選任及び解任する。

3 第1項の委員会の議事の運営の規則は、理事会において定める。

第10章 事務局

(設置等)

第48条 この法人の事務を処理するため、事務局を置く。

2 事務局には、事務局長1名及び必要な職員を置く。

3 職員の任免は、会長が行う。また、事務局長の任免については、会長が理事会の承認を得て、これを行う。

4 理事会の決議により、副会長、理事長又は常務理事は事務局長を兼務することができる。

る。

- 5 事務局の組織及び運営に関する必要な事項は、理事会の決議により、会長が別に定める。

第 1 1 章 個人情報の保護

(個人情報の保護)

第 4 9 条 本協議会は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期すものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により、別に定める個人情報の保護に関する規程等による。

第 1 2 章 公告の方法

(公告の方法)

第 5 0 条 本協議会の公告は、電子公告による。

- 2 事故その他やむを得ない事由によって前項の電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する 方法による。

第 1 3 章 附則

(法令の準拠)

第 5 1 条 本定款に定めのない事項は、すべて一般法人法、その他の関連法令に従う。

(最初の事業年度)

第 5 2 条 本協議会の最初の事業年度は、本協議会の成立の日から令和 6 年 3 月 3 1 日までとする。